

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2 3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 事業年度及び連結事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度)</p> <p>1 4 5 <u>会社更生法第232条第2項《事業年度の特例》に規定する更生会社の事業年度は、法第15条の2第1項第1号から第4号まで《連結事業年度に含まれない期間》に定める期間に該当しないことに留意する。したがって、連結子法人が連結事業年度の中途において会社更生法第232条第2項に規定する更生手続開始の決定を受けた場合であっても、当該事業年度の所得に対する法人税の申告は要しない。</u></p> <p><u>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第148条第2項又は第321条第2項《事業年度の特例》に規定する更生協同組織金融機関又は更生会社の事業年度についても、同様とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

50

二 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 7 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>(注) 利益又は準備金の資本組入れにより増資が行われた場合には、当該資本の増加の日において当該組み入れた額に相当する金額の連結個別資本</u></p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 7 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

積立金額を減算することに留意する。

(3)

(3)

三 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(信託をしている有価証券)</p> <p>2 3 16 連結法人が信託（金銭の信託及び退職給付信託を除く。）.....</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(信託をしている有価証券)</p> <p>2 3 16 連結法人が信託（金銭の信託を除く。）.....</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(普通株式と種類株式とが発行されている場合の銘柄の意義)</p> <p>2 3 16の2 連結法人が、他の法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合において、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式として、令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用するものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(その他これに準ずる関係のある者の範囲)</p> <p>2 3 18</p> <p>.....出資金額の50%を超える金額に相当する場合.....</p>	<p>(その他これに準ずる関係のある者の範囲)</p> <p>2 3 18</p> <p>.....出資金額の50%以上に相当する場合.....</p>

四 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
(製造原価に算入しないことができる費用)	(製造原価に算入しないことができる費用)
5 1 5	5 1 5
(1)	(1)
(2)	(2)
(3) 措置法に定める特別償却.....	(3) 措置法に定める特別償却(同法第68条の37第1項《 <u>鉱業用坑道等の特別償却</u> 》の規定による特別償却を除く。).....
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(9)	(9)
(10)	(10)
(11)	(11)
(12) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項</u>	(12) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項</u>
(13)	(13)
(14)	(14)

五 償却費の損金経理

改 正 後	改 正 前
(償却費として損金経理をした金額の意義)	(償却費として損金経理をした金額の意義)
6 5 1	6 5 1
(1)	(1)

<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額</p> <p><u>(注) 評価損の金額には、連結法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する。</u></p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>令第54条第1項の規定によりソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合のその損金経理をした金額</u></p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額</p> <p>(6)</p>
---	--

六 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p>8 2 38</p> <p>.....<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>.....</p>	<p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p>8 2 38</p> <p>.....<u>勤労者退職金共済機構</u>.....</p>

七 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>8 3 1</p> <p><u>(注) 独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>.....</p> <p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>8 3 2 連結法人が納付する次に掲げる保険料等の額のうち当該連結法人</p>	<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>8 3 1</p> <p><u>(注) 勤労者退職金共済機構</u>.....</p> <p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>8 3 2 連結法人が納付する次に掲げる保険料等の額のうち当該連結法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>が負担すべき部分の金額は、<u>当該保険料等の額の計算の対象となった月の末日</u>の属する連結事業年度の損金の額に算入することができる。</p> <p>(1) <u>健康保険法第155条（保険料）又は厚生年金保険法第81条（保険料）</u>の規定により徴収される保険料</p> <p>(2) <u>厚生年金保険法第138条（掛金）</u>の規定により徴収される掛金又は同法第140条（徴収金）の規定により徴収される徴収金</p>	<p>が負担すべき部分の金額は、<u>それぞれ次に掲げる日の属する連結事業年度の損金の額</u>に算入することができる。</p> <p>(1) <u>健康保険法第71条（保険料の徴収）若しくは厚生年金保険法第81条（保険料）</u>の規定により徴収される保険料、<u>同法第138条（掛金）</u>の規定により徴収される掛金又は同法第140条（徴収金）の規定により徴収される徴収金 <u>当該保険料、掛金又は徴収金の額の計算の対象となった月の末日</u></p> <p>(2) <u>健康保険法附則第3条（特別保険料の徴収）</u>の規定により徴収される特別保険料 <u>当該特別保険料に係る賞与等の支払をした日</u></p>

八 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算）</p> <p>8 5 2 当該連結事業年度の直前の連結事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度</u>。以下8 5 2において「直前年度」という。）分の事業税の額（8 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。）については、8 5 1にかかわらず、当該連結事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がされていない場合であっても、当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該連結事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、各連結法人の直前年度の個別所得金額（<u>直前年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得金額</u>）又は収入金額に標準税率を乗じて計算した額の合計額によるものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたと</p>	<p>（事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算）</p> <p>8 5 2 当該連結事業年度の直前の連結事業年度（以下8 5 2において「直前年度」という。）分の事業税の額（8 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。）については、8 5 1にかかわらず、当該連結事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がされていない場合であっても、当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該連結事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、各連結法人の直前年度の個別所得金額又は収入金額に標準税率を乗じて計算した額の合計額によるものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）</p>

きは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。

- (注) 1
 2
 3

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

- 8 5 9
 (1)
 (2)
 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項.....

の益金の額又は損金の額に算入する。

- (注) 1
 2
 3

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

- 8 5 9
 (1)
 (2)
 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項.....

九 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(割賦未収金等) 10 2 21</p>	<p>(割賦未収金等) 10 2 21</p> <p>(注) 平成10年改正法附則第9条《割賦販売等に関する経過措置》の規定の適用を受けた割賦販売等に係る割賦未収金等についても、同様とする。</p>

十 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等である連結親法人の連結事業年度) 18 3 1 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けてい</p>	<p>(更生会社等である連結親法人の連結事業年度) 18 3 1 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けてい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る法人をいう。以下この節において同じ。)である連結親法人の連結事業年度は、<u>会社更生法第232条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第148条第2項若しくは第321条第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するのであるが、この場合において、更生手続の終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第44条第3項《抗告》（更生特例法第31条又は第196条《更生手続開始の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第199条第4項《更生計画認可の要件等》（更生特例法第120条第2項又は第290条第2項《更生計画認可の要件等》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第236条又は第237条《更生が困難な場合の更生手続廃止等》（更生特例法第152条第1項又は第325条第1項《更生が困難な場合の更生手続廃止等》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画認可の決定後における更生会社等である連結親法人の連結事業年度は、会社更生法第239条《更生手続終結の決定》（更生特例法第153条若しくは第326条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第241条《更生計画認可後の更生手続の廃止》（更生特例法第155条若しくは第328条《更生計画認可後の更正手続の廃止》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該連結親法人の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</u></p>	<p>る法人をいう。以下この節において同じ。)である連結親法人の連結事業年度は、<u>会社更生法第269条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第149条第2項若しくは第160条の139第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第51条《開始決定の取消》又は更生特例法第40条若しくは第160条の23《開始決定の取消し》の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第232条第1項《更生計画の認否》又は更生特例法第123条第1項若しくは第160条の106第1項《更生計画の認否》の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第273条から第274条まで《更生計画認可前の廃止》又は更生特例法第153条若しくは第160条の143及び第154条若しくは第160条の144《更生計画認可前の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画認可の決定後における更生会社等である連結親法人の連結事業年度は、会社更生法第272条《更生手続の終結》若しくは更生特例法第152条若しくは第160条の142《更生手続の終結》の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第277条《更生計画認可後の廃止》若しくは更生特例法第155条若しくは第160条の145《更生計画認可後の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該連結親法人の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</u></p>

(財産の評価換えによる益金)

18 3 2 会社更生法第232条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第83条（財産の価額の評定等）（更生特例法第55条又は第221条（財産の価額の評定等）の規定において準用する場合を含む。）の規定により更生手続開始の時及び更生計画認可の時において作成される貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

18 3 3 会社更生法第232条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれる。ただし、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等である連結法人が受ける私財提供)

18 3 4
会社更生法第232条第3項.....更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項.....

(財産の評価換えによる益金)

18 3 2 会社更生法第269条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178条（財産目録及び貸借対照表の作成）及び第181条（その後の報告等）又は更生特例法第90条若しくは第160条の71（財産の価額の評定等）の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第177条（財産の価額の評定）又は更生特例法第90条若しくは第160条の71の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

18 3 3 会社更生法第269条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等である連結法人が受ける私財提供)

18 3 4
会社更生法第269条第3項.....更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>(更生手続開始前から繰り越されている連結欠損金額等)</u></p> <p>18 3 5 <u>会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号に規定する欠損金額（同法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額（同法第81条の9第1項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額」は、次に掲げる連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額（以下18 3 6において「会社等更生欠損金額」という。）による。</u></p> <p><u>更生特例法第148条第3項又は第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定による更生協同組織金融機関又は更生会社に係るものについても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 連結親法人又は連結親法人事業年度終了の日に更生手続開始の決定があった連結子法人 次のイの金額からロの金額を控除した金額</u></p> <p><u>イ 更生手続開始決定の時に終了する連結事業年度の連結確定申告書に添付する当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表の「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額</u></p> <p><u>ロ 更生手続開始決定の時に終了する連結事業年度の連結確定申告書に添付する連結法人税申告書別表七の二付表二の「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」に当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結欠損金当期控除後の金額の計として記載されるべき金額と当期分の当期末の連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額との合計額</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる連結子法人以外の連結子法人 次に掲げる場合に応じ、それ</u></p>	<p>(新 設)</p>

ぞれ次の金額による。

イ 更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の事業年度が連結事業年度に該当する場合 次の 金額から の金額を控除した金額

— 当該更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の連結事業年度の連結確定申告書に添付する当該連結子法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表の「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額

— 更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の連結確定申告書に添付する連結法人税申告書別表七の二付表二の「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」に当該連結子法人に係る連結欠損金当期控除後の金額の計として記載されるべき金額と当期分の当期末の連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額との合計額

ロ 更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合 次の 金額から の金額を控除した金額

— 当該連結事業年度の直前の事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額(当該直前の事業年度が分割前事業年度(分割型分割を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。)に該当する場合には、当該分割前事業年度において生じた欠損金額を除く。)

— 当該連結事業年度の直前の事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表七の「欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に欠損金又は災害による損失金の翌期繰越額の合計額として記載されるべき金額

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続開始前の会社等更生欠損金額の損金算入)</p> <p><u>18 3 6</u> 更生会社等である連結法人につき会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金(以下<u>18 3 6</u>において「評価益等」という。)の生じた日の属する連結事業年度に繰り越された会社等更生欠損金額があるときは、当該会社等更生欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</p> <p>(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)</p> <p><u>18 3 7</u></p> <p>(非更生債権等の処理)</p> <p><u>18 3 8</u></p>	<p>(更生手続開始前の連結欠損金の損金算入)</p> <p><u>18 3 5</u> 更生会社等である連結法人につき会社更生法第269条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金(以下<u>18 3 5</u>において「評価益等」という。)の生じた日の属する連結事業年度に繰り越された既往の連結欠損金額のうち更生手続開始前から繰り越されたもの(法第81条の9第1項《連結欠損金の繰越し》の規定の適用を受けるものを除く。)があるときは、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</p> <p>(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)</p> <p><u>18 3 6</u></p> <p>(非更生債権等の処理)</p> <p><u>18 3 7</u></p>

十一 連結同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>(期末連結利益積立金額)</p> <p><u>19 1 5</u> 連結親法人が連結事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配(みなし配当を含む。)を行い連結利益積立金額が減算した場合又は連結法人の当該連結事業年度前の各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において損金の額に算入されな</p>	<p>(期末連結利益積立金額)</p> <p><u>19 1 5</u> 連結法人が連結事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配を行い連結個別利益積立金額が減算した場合又は連結法人の当該連結事業年度前の各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において損金の額に算入されなかった償却超過額、引</p>

かった償却超過額、引当金、準備金の繰入額等を当該連結事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第81条の13第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該連結事業年度の連結所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該連結事業年度の連結留保所得金額がある場合において、当該連結事業年度終了の時の連結利益積立金額は、連結法人が当該連結法人との間に連結完全支配関係を有しない法人との間で適格合併若しくは適格分割型分割を行ったこと又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号の2《連結利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する連結利益積立金額がある場合を除き、当該連結事業年度開始の時の連結利益積立金額と同額となることに留意する。

当金、準備金の繰入額等を当該連結事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第81条の13第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該連結事業年度の連結所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該連結事業年度終了の時の連結利益積立金額は、合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得、社員の退社若しくは脱退又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号の2《連結利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する連結個別利益積立金額がある場合を除き、連結親法人事業年度終了の日の属する各連結法人の連結事業年度開始の時のそれぞれの連結個別利益積立金額の合計額と同額となることに留意する。

十二 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>19 3 4例えば、マレーシアにおける配当所得.....</p> <p>(注)</p> <p>19 3 18 <u>削 除</u></p>	<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>19 3 4例えば、<u>シンガポール共和国又はマレーシア</u>における配当所得.....</p> <p>(注)</p> <p>(技術等海外取引所得の特別控除額の配賦)</p> <p>19 3 18 <u>措置法第68条の60第1項《技術等海外取引に係る連結所得の特別控除》の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入する金額がある場合には、当該損金の額に算入する金額のうち同条第1項に規定する技術等海外取引による指定期間内の収入金額（措置法令第39条の87第1項《技術等海外取引に係る連結所得の特別控除額の計算等》）に規定</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19 3 20</p> <p>.....<u>法第81条の4の2</u> (連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入)</p>	<p>する収入金額を除く。)で国外源泉所得に係るものに対応する部分の金額は、当該連結事業年度の連結国外所得金額の計算上も損金の額に算入するのであるから留意する。</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19 3 20</p> <p>.....<u>法第26条第2項</u> (還付金等の益金不算入)</p>

十三 還 付

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>20 2 3</p> <p>.....<u>会社更生法第234条</u> (更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合</p>	<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>20 2 3</p> <p>.....<u>会社更生法第38条</u> (手続開始の条件)等の規定により更生手続の開始の申立てが棄却された場合</p>